

令和6年度北海道地方最低賃金審議会
第1回運営小委員会
議 事 録

令和6年6月10日

北海道労働局
北海道地方最低賃金審議会

1 日 時 令和6年6月10日（月）13：07～14：41

2 場 所 札幌第一合同庁舎 北海道労働局8階会議室

3 出席者

【委員】 公益委員 岩波委員、亀野委員
労働者委員 金子委員、藤田委員、山田委員
使用者委員 池田委員、片岡委員、馬込委員

【事務局】 高橋労働基準部長、牧野賃金室長、杉山室長補佐、柏野賃金指導官、
大谷最低賃金係長

4 議事次第

- (1) 北海道地方最低賃金審議会を開催日程について
- (2) 特定最低賃金に係る申出書の状況について
- (3) 事業場実地視察について
- (4) 北海道地方最低賃金審議会専門部会の開催方法について
- (5) その他
 - ① 日本産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取扱いについて
(処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業)

5 議事内容

○牧野賃金室長

北海道労働局賃金室長の牧野と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

時間がちょっと早いですが全員揃いましたので、令和6年度北海道地方最低賃金審議会第1回運営小委員会を開催いたしたいと思ひます。

審議に入る前に、今年度の運営小委員会の委員についてですが、審議会委員の任期途中の退任等があり、亀野会長より新たに3名の委員が指名されておりますのでご紹介いたします。まず、労働者側代表の金子委員でございます。次に、使用者側代表の池田委員、同じく使用者側代表の馬込委員となっております。

新たに3名を加えた運営小委員会委員は、資料No.2「北海道地方最低賃金審議会運営小委員会委員名簿」のとおりとなっております。ご確認をお願いいたします。

次に私ども事務局を紹介させていただきます。まず労働基準部長の高橋でございます。

○高橋労働基準部長

高橋です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○牧野賃金室長

賃金室長補佐の杉山でございます。

○杉山賃金室長補佐

杉山でございます。よろしくお願いいたします。

○牧野賃金室長

賃金指導官の柏野でございます。

○柏野賃金指導官

柏野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○牧野賃金室長

最後に、最低賃金係長の太谷です。

○太谷最低賃金係長

太谷でございます。よろしくお願いいたします。

○牧野賃金室長

どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、都合により、公益側代表の國武委員が欠席となりましたが、その他の8名の委員の出席をいただいております。

それでは最初に労働基準部長の高橋よりご挨拶を申し上げます。

○高橋労働基準部長

改めまして、皆さんこんにちは。基準部長高橋です。この運営小委員会、昨年に引き続き委員の方、それから3名の新しい委員の方々、どうぞよろしくお願いいたします。いよいよ今年もこの時期になりました。北海道最低賃金の審議が始まっていくということなんですけども、ちょっと私の感じるところでは、今までと賃金に関する動向、それは日本全体もそうですし北海道においてもちょっと変化してきているのかなと感じております。例えば賃上げと言いますと、日本では春闘なんですけれども、昨年までは官製春闘、いわゆる政府主導の春闘というような形で、官製春闘という言葉が非常に使われていたんですけども、今年の報道ではこの官製春闘という言葉が出てこなかった。もう労使それぞれが賃上げについて話を進めているという状況だったのかな。そのほかにも、物価上昇に負け

ない賃上げですとか、労務費の適正な価格転換、それから人材不足、人材確保のための賃上げ、さらには、企業においては、人材流出を食い止めるための賃上げなどというような言葉も取り上げられており、雇用環境や賃金を取り巻く情勢が昨年に比べて非常に大きく変わっているのかなというように感じているところでございます。このような状況の中で、北海道の最低賃金について、委員の皆様にご議論いただくということなんですけれども、ぜひそれぞれのお立場があると思えますけれども、北海道の成長、発展に向けたご審議をしていただいて、答申をいただけるようよろしくお願ひしたいと思えますし、我々事務局も資料、日程調整等できる限りのことをしていきたいと思えますので、どうぞよろしくお願ひいたします。まず、7月後半の本格的な議論に向けて、今日は日程調整等ですね、まず第一歩の準備となりますけれども、本日の小委員会の円滑なご議論、ご審議をお願ひしたいと思ひまして、挨拶に変えさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○牧野賃金室長

ありがとうございます。

本委員会の公開についてですが、

運営小委員会については、運営小委員会運営規定第5条において原則公開となっております。しかしながら、今回は第1回の本審開催前の委員会でありまして、今後の運営に対する説明および打ち合わせが主であり、会場等の関係から、議事については「非公開」、議事録は「公開」、資料については「一部公開」として開催させていただきたいと思っております。

それでは、これからの進行について、亀野委員長にお願ひいたします。よろしくお願ひします。

○亀野委員長

委員長の亀野でございます。今年度またいろいろお世話になるかと思ひます。よろしくお願ひいたします。

まず、本日の運営小委員会につきまして、先ほど事務局の方から提案ございました。議事については「非公開」、議事録については「公開」、資料については「一部公開」ということのご提案ございました。これについて何かご意見ございますでしょうか。よろしいですか。

○各委員

はい

○亀野委員長

では、今日の運営小委員会につきましては、先ほど事務局から説明ありましたように、議事「非公開」、議事録「公開」、資料「一部公開」ということで進めさ

させていただきます。

次に議事録署名委員の指名をさせていただきます。北海道最低賃金審議会運営小委員会運営規定第6条第1項によりまして議事録を作成し、委員長および委員長が指名する委員2名が署名することとなっておりますので、本日の議事録署名委員を労働者側から藤田委員、使用者側代表から片岡委員を指名させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは議事の(1)番でございます。北海道地方最低賃金審議会の開催日程についてに入ります。事務局から説明をお願いいたします。

○牧野賃金室長

今後の審議会の開催日程につきましては、すでに会場の関係と中央最低賃金審議会の開催予定を予想いたしまして、委員の皆様にご日程調整をお願いしておりました。

日程調整の結果は別添の資料No.3の一覧表のとおりとなっております。この中で事務局として審議スケジュールについて次のとおり提案をさせていただきます。実際には黄色く示された部分を開催日としたいという意向でございます。

まず、第1回の本審が令和6年7月3日水曜日13時30分から合同庁舎2階講堂。ここでは中央最低賃金審議会での諮問を受けまして、北海道労働局長からの諮問を実施する予定であります。同日、専門部会委員の推薦公示、関係労使の意見聴取の公示を実施する予定であります。

次に第2回本審になります。これが令和6年7月29日月曜日13時30分から合同庁舎7階北海道労働局の7階会議室を予定しております。例年通り、中央最低賃金審議会の目安答申を受けての目安伝達、それから特定最低賃金申し出報告と特定最低賃金の必要性の有無の諮問という形を予定しております。同日、第2回の運営小委員会、これは本審が終わった後ということになりますが、開催を予定したいと思います。ここでは、特定最低賃金の必要性の審議をしたいと思っております。

次に、第3回の本審です。令和6年8月5日月曜日13時30分から合庁の2回講堂で予定しております。ここでは北海道最低賃金改定の答申、それから審議会意見の異議申し出についての公示、特定最低賃金の改定に係る運営小委員会からの報告および必要性の答申、特定最低賃金の改定の諮問、特定最低賃金専門部会委員の公示を予定しております。一応予備といたしまして、翌日の8月6日火曜日13時30分から7階会議室でも予備日としてとりたいと思っております。答申の日なのでずれ込む可能性もありますので、一応予定に入りたいと思っております。ただ、8月6日になりますと10月1日の発効というのが難しくなってくるということになります。

第4回の本審ということで、予定しているのは異議申し出にかかる異議審になります。答申日が8月5日の場合につきましては、8月21日水曜日。8月6日になった場合につきましては、翌日の8月22日という形で、両方とも10時からということで合庁7階会議室を予定しております。

続きまして、その他としまして専門部会日程調整は専門部会委員の任命後にな

りますが、事務局といたしましては次のスケジュールで開催を予定しております。第1回専門部会、例年参考人聴取を行っている部分ですが、これについては7月22日から24日までの3日間、第2回以降につきましては第2回本審の終了後から8月2日金曜日までの期間すべて会場を押さえておりますので、この間でご審議いただければというふうに思っております。8月5日の本審答申ということを考えますと最悪、8月3日4日土曜・日曜日についても、専門委員会を開催する予備日として考えているところでございます。

以上のスケジュールにつきましては、例年通り10月1日発効を前提としてのもとなっておりまして、令和6年10月1日発効とならないというような状況になりましたら、日程予定を超えての審議となりますが、その場合には、審議の状況及び会場確保状況を確認した上で、その都度日程調整を行っていきたいと思っております。以上でございます。

○亀野委員長

はい、ありがとうございます。後段の専門部会の日程は、今ここで決める必要ないと。今ここで議論しないといけないのは本審のということですね。

今ご説明がありました本審の日程について何かご質問等ございますでしょうか。

はい。山田委員。

○山田委員

はい。日程については一番集まる日なので異議ありませんが、本審がおそらく例年より1回少ないような形になりますが、それはそれで間違いないのかということと、あと6月に開催されていた分が1回少ないので、第2回の日、労使の意見の発表というか意見を言う日っていう理解でよろしいかどうか、その辺をちょっと確認をさせていただきたいと思っております。

○亀野委員長

一回少ないということと、労使の表明をどこでやるのかということですね。

○山田委員

そうですね。

○亀野委員長

はい、どうですか。

○牧野賃金室長

例年、1回目の時というのは、委員が改選になって、会長副会長の選任だとか一般的な流れという形で開催していたと思うんですが、今回は2期目ということで、あえて第1回を開催せず、諮問から始めても大丈夫じゃないかということで、今回この小委員会を開いて日程調整をしたいという意図でございました。それと意見表明ですが、事務局から聞くのはなんですけれども、例えば7月の頭で、両代表側で可能なのですか。

○山田委員

では、私のほうから。

労働者側は、やってやれないことはないです。私の資料の作成次第なので。ただ、例年の動きをしていることを考えると、ちょっと詰まってくるかなという気はしています。例年、目安が出てから、言ってたような気がしたので、それを受けてっていうふうな方が、話的には多分労使それぞれいいのかなっていう気はしています。

○亀野委員長

今回で言うところ、まあ今予定ですけど、7月の29日、この時に確か労使それぞれ意見表明をしていただいていたように記憶してるんですけど、そうですね。

○牧野賃金室長

はい。

○亀野委員長

今山田委員のご質問の中で、従来、昨年か、この前にもう一回やってたんじゃないかとありましたが、6月にやってるんでしたっけ。

○牧野賃金室長

そうです。

○高橋労働基準部長

昨年6月15日になります。昨年は委員の改選があったので、会長代理人の選任と、それから運営小委員会の委員の選出等をやっていただいて、その1回目の中でこの審議会の日程をご議論いただいて、進めていたんですけども、会長選任等がありませんので、今回は運営委員会での日程という形になります。

○亀野委員長

そういうことでよろしいですか。

○山田委員

はい。

○亀野委員長

他いかがでしょうか。よろしいですか。そうすると確認なんですけど、今日決めるのは7月3日はもうこれでいきたいということですよ。はい。7月29日は今のところこれなんですけど、要は目安がいつになるかによってはということなんですか。

○高橋労働基準部長

ただ、審議の日程を考えると。

○牧野賃金室長

目安が万が一、大きく遅れると専門部会の審議自体がすごく厳しくなってくると思うんですね。ですから、第2回については一応ギリギリの29日で開催を決定しまして、万が一目安が間に合わないということになれば、一昨年ですか、専門部会での目安伝達という形でやっていただくことで専門部会の審議期間と言いますか、時間を確保していただきたいというふうに思っているんですが。

○亀野委員長

そうすると、第2回も、まあよほどのことはない限り、これで確定をしたいということですね。

まあ逆に言うと25、26にしてたら、まだ目安がっていう可能性があるということ、ええ29というのが我々としては現実的ということですね。はい、わかりました。

第3回は、これはもちろん専門部会の結果次第ということで、考えとけばいいですね。で、そうすると異議審も同じで、8月5日であれば21日だし、6日であれば22日だし、万が一それよりもっとずればもっとずれるという、そういう考えでよろしいですね。

○牧野賃金室長

はい

○亀野委員長

わかりました。

今事務局の提案、それからいろいろ調整させていただきましたが、第1回の審議会を、本審ですね、7月の3日の13時半、第2回を7月29日の月曜日13時半、第3回、それから異議審につきましては、審議の状況にもよりますが、こういった予定ということで一応、それで決めたいと思います。よろしいでしょうか。

○各委員

はい

○亀野委員長

はい。では、そういう形で進めたいと思いますので、日程確保についてよろしくお願いいたします。

では次に議題の(2)番でございます。「特定最低賃金にかかる申出書の状況について」に入ります。これも事務局から説明をお願いいたします。

○牧野賃金室長

はい。特定最低賃金にかかわる意向表明状況につきましては、現時点において資料No.4番のとおり、北海道の特定最低賃金の業種すべてにおいて改定に向けた意向表明がなされております。これにつきましては、申出書が7月中に出てくると思われますので、内容について確認審査を行い、できれば第2回本審、7月29日の本審において特定最低賃金の改定の必要に係る諮問を行わせていただき、第3回本審、8月5日において、必要性の有無の答申をいただき、それに向けて改正の諮問というスケジュールで進めさせていただきたいと思っております。第3回本審終了後に特定最賃専門部会の委員の推薦公示、任命後、8月下旬から10月にかけて審議を行う予定としております。以上でございます。

○亀野委員長

はい、ありがとうございます。それでは、先ほどの説明につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。はい。それではお願いします。

○山田委員

すみません、資料No.4の鉄鋼業なんですけど、申出者で「日本基幹産業医」は「日本基幹産業労働組合北海道本部」です。医者「医」はいらぬということなんです。

○牧野賃金室長

すみません。修正いたします。

○亀野委員長

はい、ありがとうございます。じゃそこ修正をしてください。はい、他ございますか。今スケジュール非常に重要なところだと思うんです。もう一度お願いいたしますか。皆さん、多分いろいろあると思いますので、本当はペーパーあった方がいいんですけど

○牧野賃金室長

はい、専門部会の方ですね。

○高橋労働基準部長

7月29日第2回で改定の必要性にかかる諮問、それから8月5日の予定になりますけど、第3回本審で、必要性の有無にかかる答申、改正の諮問という予定になります。

○亀野委員長

で、その後、各部会の委員の選任とかですね。はい、わかりました。はいでは、そういう形でよろしいでしょうか。

○山田委員

よろしいでしょうか。もう一点すみません。あの特定最賃の方なんですけど、まだまだちょっと先なので、今どうのっていうことではないのかもしれませんが、第一回目の特定最賃の専門部会の四業種合同でしばらくできてないと思うんですが、それはやる考え自体はあるんでしょうか。それともまったくノープランというか、考えず、日程調整もかけないようなイメージでしょうか。どちらでしょうか。

○牧野賃金室長

一応、去年は全体でやってないと思うんですね。

○山田委員

しばらくはやってないと思いますね。

○牧野賃金室長

あ、そうですか。

昨年もなんですが、結局全体で集まったとしても、そこで各業種の意向表明が出てくることはないので、各業種別々のスタートと言いますか、そういうふう

は考えて、今のところ会場確保等動いている状況でございます。ただ、昨年もやりましたけれども、四業種横並びと言いますか、時期的にずらすとなかなかうまく進まないような状況もありましたので、ある一定の期間で3回ぐらいの日程調整をさせていただいて、同時期に進めていくような形で進めたいというふうには思っておりますが、これも調整してみないとわからない話です。ただ合同では昨年も開催していませんので、今年度も合同の第1回目は開くことは考えておりませんでした。必要であればということでご意見いただければまた検討いたしますけれども。

○山田委員

この合同でやらなくなったきっかけ自体は、日程調整がうまくっていうか、それぞれの委員の都合がつかなかったということで、ここしばらくは第一回を合同でやってないということなので、そうであればですね、本来の形がどれがいいかっていうことは一言では申し上げられませんが、コロナ禍であったり、そういった特殊な場合を除けば、日程が合うのであれば、一度は全員で集まって、確かその時も労使で意見出してたと思うんですよね。地域別最賃と一緒に。ですから、その辺はちょっとご考慮いただきたいなというふうに思います。

○高橋労働基準部長

そうですね。事務局として、例えば合同がどうのというのはないですし、逆に特定最賃になりますと本当に委員の重なりが少なかったりしますので、労使ともにたぶん一堂に会することはないのかなと思いますので、一回目は全委員が一堂に会するように合同でという意向があるのであれば、それに向けて日程調整を図っていきたいと思いますけれども、逆に使用者側の方はいかがでしょうか。

○池田委員

特に意見はないです。

○高橋労働基準部長

であれば、まあ、ちょっとどれだけの日程調整が図れるかはあるのですけれども、できれば合同でということであれば、第一回だけでも一同に会せればと思いますので。

○亀野委員長

私も特にやったほうがいいやらないほうがいい特にありません。日程調査は結構大変だと思うのですがね、人数多いので。わかりました。はい、じゃあちょっとそれを検討していただけますでしょうか。ではそのように進めさせていただきます。

次に、議事の三番、これ少しご議論が必要かなというふうに思っております。

「事業場実施視察について」ということでございます。

まず、事務局よりアンケート結果を含めて説明をお願いいたします。

○牧野賃金室長

事業場実地視察の件でございます。ここ数年、新型コロナウイルス感染症の関係で事業場視察を中止してきた経緯があります。過去の実施状況は資料No.5についております。令和元年までやっております。その後やってないという状況になっております。従いまして、今年度の事業場実地視察につきまして事務局として、審議会委員の皆様に対して事業場視察にかかる意見要望をお伺いしたところでございます。その結果につきましては、資料No.6の6～7ページに集計させていただいております。実施の必要があるのご意見は15名中9名、6割となっております。また、必要とする理由及び視察先の希望については、その意見をそのまま載せております。

意見集約において「実施しない」とする理由については確認していませんでしたが、公益側及び労働者代表については5名中4名が「実施の必要がある」という意見でしたが、使用者側代表委員については、それとは逆に5名中4名が「実施しない」という意見となっております。労使双方の意見が対立と言いますが、反対の状況となっております。「実施しない」という意見をいただいた理由についても、ご検討の中でご意見いただければと思っております。また、事業場視察を実施する場合は、実施時期が第1回本審と第1回専門部会の間に限られるということ、事業場につきましても、日程及び経費の観点から札幌市内に限られ、視察先の理解と協力が不可欠となっているものであります。

また、実施となりますと事務局といたしましては、視察先の細かな指定、業種、規模、具体的な視察内容等についてもご意見いただければと思っております。

事業場視察の実施の有無及び視察先の希望についての協議をお願いいたします。

○亀野委員長

はい、ありがとうございます。事前に意向につきまして、皆さんに確認をしていただきました。「実施する必要がある」、「実施する必要がない」、それぞれ意見をいただいておりますので、どちらが正しいというわけではございませんので、ここでご意見をいただいて、この場でどうするのか決めたいというふうに思っておりますのでご意見ございましたら、言っていただければと思います。いかがでしょうか。

○藤田委員

昨年も同じような形でアンケートが行われて、昨年度まではやっぱりコロナというところを影響があるということで、やっぱり参加をやるのを見送った方がいいんじゃないのかというご意見でしたが、大半の労使、それから、公益側の先生

方も含めてですが、やっぱり必要性はあるよねっていうところの議論が大半だったという私も記憶をしておりますし、で特に賃上げが行われた中でのその価格転嫁の問題とかですね。その辺との関係値がどうなっているかというところはやはり知るべきではないかなというふうに思いますので、私はやっぱりやるべきだという意見で出させていただきます。

○亀野委員長

はい、ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。

池田委員お願いします。

○池田委員

このアンケート結果ですか。なんか極端な、労働者側と使用者側で。で、確かにその過去四年間ですか、コロナの関係で見合わせたということですけども、まあコロナ禍が明けて、今賃上げについても、こういう状況になってますんで、もし事業場の視察をするのであれば、人手不足の状況ですとか、実際、その賃上げの原資が確保できているのかどうかというところの確認という意味では、実施も止む無しというところですよ。

○亀野委員長

はい、わかりました。ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

○片岡委員

はい。確か私は、実施しないほうに意見をしたと思います。事業場視察の意義について何を見に行く、どのような話を聞きに行くという条件付けが明確じゃなかったようだったので、目的とか、対象とか、何を尋ねに行く、何を見に行くということが明確であれば意見も変わってくるかもしれないです。ただ見に行くのであれば、必要ないと思ったまでです。なので先ほども話にあった、どの業種の何を見に行くということであれば、意義があるかもしれないので、こだわりはないです。

○亀野委員長

強く反対ということではないということですね。はい、わかりました。ほかどうでしょう。

○山田委員

私は事業場視察については多分労働者意見の4ポツ目ぐらいですかね。実施の可否ということになると、実施するべきというふうにはしております。ただ、皆さんご存知のように、この中コロナが決してなくなったわけではないという状

況ですから、受け入れしていただく事業者に過度の負担になるようであれば、それはちょっと本意ではないので、そういった観点で見れば、選定にはそういった意味も含めまして、できないものはできないで、それは構わないかなというふうには思っております。ただ、昨年を引き続きですね。今年の賃上げが中小にとっては非常に厳しいっていうお話、我々にとっては良かったなっていう気がするんですけど、それはそれぞれの立場があるので。やはりその実態を踏まえつつ、事業者がこの最賃の審議に入るにあたって、多少なりともやっぱり意見っていうか、意見交換できると思いますので、まあ、そういった意味では意義が大きいのかなと思っておりますので、できる限りは実施の方向でというふうに思っております。以上です。

○亀野委員長

はい、ありがとうございます。他いかがでしょうか。もうここ四年ぐらいやってないんでしたっけね。実際行ったことあるのは、この中だと山田委員と私と岩波委員ですね。岩波委員どうですか。

○岩波委員

はい。コロナ禍で四年間視察に行っていないで、昨年の最低賃金がかなり上がって960円になったこととか、最近物価上昇と、あと春闘による大幅な引き上げですね。そういうことによる中小企業がどのように考えて、その最低賃金だけでなく、賃金についてどのように考えているのか、事業所さんの考えとか、聞いてみるのはいい機会かなと思っておりますが、どういう業種とか、中小企業だと特に受け入れるところでの対応っていうのは難しいだろうなとは思っています。ただ、やはりちょっと実際に現場に、そういうところのお話を直接聞く機会っていうのは、とても非常にいいことだなとは思っておりますので、賛成です。

○亀野委員長

はい分かりました。ありがとうございます。馬込委員どうでしょう

○馬込委員

はい。私は反対の方で、実施しない方で提出したんですけども、ちょっと経緯もですね、非常にこうするかしないかでしたんで、まあ去年もやっていない中で判断していたところから、あえてしないでもいいんじゃないだろうかといいところでした。ですから、そういう意味では、過去二事業所ですか、毎年。だから2つ分の話も非常に大事なんでしょうけど、実はあの実際にはもっともっといろんな事業場があるものですから、ゼロよりも実態が把握できるということあるでしょうけど、やはりお聞きする見るポイントですよ、そこのところを明らかにした上で、実施する場合は、示していただきながら実施したらいいんじゃないかと思えます。

○片岡委員

はい、よろしいですか。いろいろ思い出してきたんですけど、審議会委員の立場で事業場を視察すると、そこでの質疑のやり取りが今後の議論に影響を及ぼすのではないかと、思った次第です。過去の実施先を見ても、ある程度政策に理解があり、ある程度の規模があり、という理解が得やすいところだと思いました。我々中小企業者団体には、個人事業主の方からの強いお叱りの声が毎年頂いてます。視察先で聞いた意見が、受け取った感覚が道内企業の総意であるかのような誤解を招いてはいけないという考えもあったと思い返しましたので、やはり飲食業とか、コンビニのフランチャイズの個人オーナーですとか、最賃の動向に敏感になっている方々の意見も吸い取れるような、そんなご配慮はいただきたいなと思います。

○亀野委員長

はい、わかりました。ありがとうございます。

金子委員いかがでしょうか。

○金子委員

賛成なんですけれども、やっぱり中小の賃金アップの傾向っていうか、その状況、本当はどういう状況なのかっていうのを、この春闘で賃金アップがずっと続いていると言われている中で中小の状況をやっぱり知りたい、で、それを審議の参考にしたいなっていうのがあります。先ほど話にも出てましたけれども、価格転嫁とか、それから労務費の問題、それから人材確保の問題、このあたりは中小にとっても大きな課題になっていると思いますので、そのあたりも伺うことができればいいかなというふうには感じているところです。

○亀野委員長

はい、ありがとうございます。皆さんにご意見をお伺いしました。私は、特にどちらでもないと回答したのですが、皆さんの意向に沿った形でやるのが一番いいかなというふうに思っていました。で、過去4年間はやってないですけど、その前に私も参加させていただきまして、もちろん、1あるいは2の企業の話だけですべてわかるわけでは、もちろんございません。もうその通りだと思うんですけども。でもゼロよりは生々しい状況が理解できたということで、すごい参考にはなったかなというふうに思いますので、皆さんの今日のご意見聞くと、強い反対の意見はなかったのかなというふうには思います。で、ポイントを絞ってといますか、やる目的を明確にして実施する、それから、とはいえ、コロナが完全になくなったわけじゃないので、そのあたりの配慮、あるいはその事業所に迷惑をかけるという、そういったことも配慮しながら、進めていくということがやっぱり必要かなというふうに思いますので、まずそのやるやらないかにつきましては、今の皆さんのご意見を聞くと、まあやったほうがいいっていうような、そういう結論でよろしいでしょうか。

○各委員

はい。

○亀野委員長

よろしいですか。ではそのやる目的っていうのは、先にいろいろご意見出ましたけども、もう私はそうするとやっぱ賃上げという動きが、それは最低賃金だけじゃなくありますし、それからここ数年、こう1、2年ですかね。特に物価高。それからもっと大きいのは多分人手不足。人材確保という面がかなり中小の方が厳しい状況がありますので、それはもちろん、最低賃金の議論にとって一応重要なポイントだと思いますので、そのあたりを、実情を把握するということが多分ポイントになるのではないのかなというふうに思います。

それで、もちろん日程と視察先を確保できるのかどうかというところは、いろいろ事務局の方にもご協力いただかないといけないんですけど、とりあえずやってみるという方向で進めてよろしいですか。

○各委員

はい

○亀野委員長

業種的にはどうでしょう。こういう業種やった方がいいのじゃないかとか、例年、以前は二業種というか、二事業場というのが多かったみたいで、年によって一つということもありましたよね。

○池田委員

ちょっと一ついいですか。

○亀野委員長

はい。どうぞお願いします。

○池田委員

最終的に、この事業場に行くよという選定はどういう形で決定するんですか。

○牧野賃金室長

すみません、私もやったことがないですけども、基本的にやるとなりました、ある程度業種なり規模なり出していただければですね。そこに対して事務局でコ

ンタクトをとって、こういう趣旨でお邪魔したい旨伝えて、了解をもらえたところを、現実に皆様はどうですかという時間がないものですから、やり方としては会長に確認させていただいて、ゴーサインが出ればというような状況になるかと思えます。

○高橋労働基準部長

正直申しますと事務局もなかなかこう視察先っていうのはなくて、できましたら、労使例えばこんなところはどうだっていう具体的にご紹介いただけると本当は助かるのですけれども。あとはやはり十数人程度にはなると思いますので、なかなかそのお客さんのいるような接客業だとか、そういうところは難しいと思うのです。そのため、どうしても過去のを見ても製造業が中心なのかなというふうに思いますが、行ってやはり十数人受け入れてくださる事業場で説明をしてくださるとなると、ここにあるような百人以上の規模っていうふうにだんだん絞られてくるというような状況で、視察になるとどうしてもその規模になってしまうのかなと思えます。あとはこの審議会の中では一つは視察がありますし、もう一つはやはり参考人の意見を聞く場がありますので、ぜひ小規模事業所さんだったり、発注者の厳しいというようなあたりは、参考人の方ですね、例えば一人に限定せずに意見をいただくっていうようなこともあるのかなと思いたして。この参考人からの意見と現場視察で、これをうまく有機的に使っていただければなというふうには思っております。

○片岡委員

はい。

○亀野委員長

片岡委員お願いします。

○片岡委員

事業場の視察は、作業している現場を見るということがマストではないですよ
ね。

○高橋労働基準部長

はい。結局はあの運営規程にあるわけではなくて、円滑に審議をしていくために参考として。

○片岡委員

作業ラインを見なきゃいけないとか、従業員さんにヒアリングをするとかではなくて、経営者側に会議室でヒアリングする形が取ればオッケーなんですよ

ね。

○牧野賃金室長

労働者の方には多分無理だと思いますね。

○片岡委員

私も経験がないので、どのように行われるのかイメージがわからなくて。

○牧野賃金室長

どんな仕事をしてるかっていうのは、多分ちょっと製造工程とかを見れるかもしれないですけども、現実的にはその後の話でという状況になるかと思います。

○亀野委員長

以前やってたのだと、工場であれば、工場一応見せてもらって、でその後、経営者の方のいろいろなお話を、会議室のところでお聞きして、我々もいろいろ質問してという形。

○片岡委員

そうすると事業者へのヒアリングがメインですね。

○亀野委員長

工場を別に見れるのはもちろんいいですけども、見ないといけないというわけでは必ずしもないですかね。

○片岡委員

その中身については非公開ですよ。

○高橋労働基準部長

審議の中には入ってませんので。

○亀野委員長

その内容公開、議事録みたいな形でこんな意見があったということで公開することはないです。

○片岡委員

事業場についてですか、参考人としてお話しいただく方は、誰が何を言ったというのは全部公開ですよ。実際、取引の力関係から言うと下請けの立場にある小規模事業者から生の声を聞くというのは厳しいですね。公開の中で。

○高橋労働基準部長

たぶん参考人として来てくださる方は、やはり審議会の場ということで、だいぶ言葉選んでいらっしゃると思うのですが、それに比べてこちら側から視察という形ですが、行ってお話を聞くと、本当に生の声は出てくるのかなというふうには、逆にそのような本当に現場の声が出てくるのかなというふうには思いますけれども。

○片岡委員

その協力を得るってなかなか難しいんでしょうね。

○高橋労働基準部長

やはりそうですね。このコロナで行政側もやっぱり以前にここに視察をお願いしますと言ってたのも、もう数年切れてるんで、担当者も代替わりしてますし、なかなかコネがないというのが正直なところですね。

○片岡委員

平成 28 年は実際に留萌まで行ったんですか。

○牧野賃金室長

これは、どうしても水産加工場を見たいという委員の皆さんの希望があったらしいです。

○片岡委員

車で行ったんですか。

○牧野賃金室長

バスで行ったと思います。

○亀野委員長

基本的に札幌市内もみんなバスで移動して。

○牧野賃金室長

そうですね。人数によりますのと、直接行っていいという方もいらっしゃると思いますので、そういう方は直接行っていただいて、残りの方の移動手段を事務局で考えるという形になると思います。

○亀野委員長

問題は相手先ですね。視察先ですね。

こういう業種とか、こういうお知り合いでこういうところなどがあつたら。

○山田委員

組合側で例えばゼンセンさんだったり、フード連合さんだったりに、例えば産別でもいいですけど、例えば組合あるところなんで、比較的最賃も企業内最賃も高めのところが多いので、それでもいいのかなっていうのが、じゃあ趣旨に反してるわけではもちろんないですけど、審議の我々にとって参考にはなるかもしれませんが、委員長もおっしゃられてたように、実際的最賃、物価の上昇だったり、それに輪をかければ、企業物価指数の方がもっと上がったりっていうことで、取引先関係のその価格転換状況というのは、我々組合側から提案するよりは違う方がいいのではないかなっていう気はしています。で業種の選定なんですけど、もちろんこれは、そういった意味では事務局にお任せするしかないのかもしれませんが、選定にあたってはもちろん、できる限りその時間給で働いている方々が多い業種がやはり望ましいのかなと思います。

○亀野委員長

一番いいのは、最低最賃近傍で働いている人がそれなりにいるという企業が一番いいのしょうけども。そうするとなかなかね。まあ、ただそうは言っても、最賃が上がるとまあ、最賃よりも少し上の企業であっても最賃上がると当然ここも影響を受けますよね。そのあたりもお聞きできれば面白いのかなというふうに思ったりしてるんですけどね。影響受けるのは必ず最賃近傍の企業だけではないと思うのですよね。

○高橋労働基準部長

時給って考えますと、やはりここにあるように製造業ですと、食料品製造業は時給が多いのかなっていうような感じがします。あとは三次産業ですね。飲食店、小売り等はやはり正社員よりも時給者が多いと思うのです。ただ、やっぱり小売り、飲食店はなかなか、視察といっても難しいのかなあつて。

○片岡委員

営業中のお店を見せるというのは厳しいかもしれませんが、ある程度の店舗

数抱えているところであれば本部機能もしっかりしているので、会議室でお話を伺うというのは決して可能性ゼロではないと思います。

○牧野賃金室長

そういうほうがもう少し見えるかもしれないですね。価格転嫁とか人手不足の解消とかはやっぱりある程度規模があったほうが見えるような気がしますね。ただ、なかなかこちらから最賃近傍の人だけでしょうみたいな感じで声かけられないですし、なぜって聞かれた時もなかなか難しいじゃないですかね。

○高橋労働基準部長

ドラッグストアとかスーパーの本部さんなんかだと。

○片岡委員

そうですね。パートさんが多いところは、そんなに高い水準で募集をかけているわけではないと思いますね。

○高橋労働基準部長

そちらですと、あまり店舗は、我々も普通に見てるといえば見てますから、例えば見るとすれば、うちがバックヤードをちょっと見れるのか、または本部の方からお話を伺って、どこの価格転嫁が難しいかとか。

○藤田委員

店長さんで、その人事権と同時に、その賃金決定権がどこまであるかっていったら、そこまでないんですよ。だいたい本部である程度コントロールをして、地域のその価格設定と言いますか、そういったところ本部と連携してされているところが多いので、どちらかでその辺の話を聞くとかも含めていくと、本部に訪ねていったほうが生の声を聞ける。店長の判断では、なかなか難しいということがあるので。そこのパートさんとかの採用は店長がされてますけど、設定とか本部と連携して決めてると思いますんで。

○亀野委員長

コンビニとかだともう。それはオーナーさんが決めてるでしょうね

○高橋労働基準部長

そうですね。フランチャイズですのでもう各店舗のオーナーが入るんですね。

○片岡委員

もし、そういうところを希望されるのであれば、会員企業に打診をすることはできるかと。

○亀野委員長

はい、わかりました。まあ、先ほど上がったような、一つは製造業、特に食品とかそういう時給の方が多いようなところ、それからもう一つは、できれば第三次産業的なところが一番いいかなというふうに思います。ここ数年、二箇所行ってますけど、まあ一箇所しかなかったっていうのは、それはそれでもう仕方ないかなというふうに思いますし、いや、どうやってもゼロだったっていうのなら、もうそれはそれで仕方ないと思います。そんな形でちょっと調整してもらうことは可能ですか。

○牧野賃金室長

頑張ります。あと最悪先ほど言いましたように、作業を見れなくても仕方ないというのはそれもよろしいでしょうか。その話の持っていき方としては、見学ありきに持っていくと結構絞られちゃうっていうのもありますし。あくまで現場の話の聞けるという前提でも進め方でかまわないでしょうか。

○山田委員

それがメインですから。

○亀野委員長

うん、そうですね。まあ、できれば見せてもらいたいけども無理だといえは仕方ないので、店舗だとなかなか難しいですね。日程も結構大変ですね。いつからいつの間とおっしゃいましたっけ。

○牧野賃金室長

第1回ですから、7月3日が終わって29日までの間で。専門部会もあります。23、24の会場を確保しています。ですから、その前までに実施したいと思いますので、7月4日から20日ぐらいまでの間に設定できればというのが一番、時間的にはベストだと思っております。

○亀野委員長

今までどういう行程でやりましたっけ。

○高橋労働基準部長

二か所になれば午後なると思いますね。一時間、一時間、一時間移動一時間で
すかね。

○亀野委員長

一か所だったらまあ午前ないし午後って感じですね。

○山田委員

これ、例えば厳しいって言われるようなその水産加工とかだったらやっぱり近
郊にはないので。

○亀野委員長

日程の調整と、あと視察先の選定については、事務局にお任せをして、あと、
労使それぞれでご協力いただけるような企業さんがあったらご紹介していただく
ということで調整をしていただいて、結局なかなか難しいとであれば、それはも
うこちらが無理を言うわけにはいきませんので、というような方向で進めさせて
いただいてよろしいでしょうか。

○各委員

はい

○高橋労働基準部長

もしできましたら労使それぞれ、このあとですね。後日調整いただいてこんな
ところはどうでしょうかっていうようなご推薦いただければ。それをもとに我々
としてもアポイントをとり、日程調整を進めていきたいとしますので、できま
したらご紹介いただければと思います。

○亀野委員長

ではそれに沿ってということで、じゃあ今後の進め方は私と事務局でいろいろ
相談しながら、場合によって皆さんにご相談させながら決めさせていただく
ことよろしいでしょうか。はいありがとうございます。ではそういう形で進めさ
せていただきますので、よろしく願いいたします。事務局いろいろ大変ですけ
ども、よろしく願いいたします。

では次4番目でございます。「北海道中央最低賃金審議会専門部会の開催方法に
ついて」に入りたいと思います。ここにつきましても事務局から説明をお願いい
たします。

○牧野賃金室長

昨年もご検討いただきました。専門部会の公開についてでございます。昨年は第一回専門部会につきましては、会議・議事録とも「公開」、第2回目以降については、会議「非公開」、議事内容は議事要旨にて「公開」といたしました。令和5年度の全国の公開状況ですが、これは資料7番の通りであります。色分けですけれども、まず赤色に示したところが会議も議事録も公開しているところになります。埼玉県、鳥取県、沖縄県ということになります。次に青色で示している部分です。これは会議が一部公開、議事録を公開しているというところが9県になります。福島、千葉、富山、三重、滋賀、兵庫、佐賀、宮崎、鹿児島これが議事録を全公開しているところになります。色のついてないところ、これ北海道を含めまして会議・議事録とも一部公開というところが27局あります。会議が一部公開、議事要旨で公開と議事録が一切公開していないところというのが黄色の部分で、岩手と栃木になります。会議を非公開で議事録も公開しない議事要旨での公開というところが4局。同じように黄色で示しています、東京、静岡、京都、大阪になります。会議「非公開」議事録「公開」というところが、緑色の群馬が一局あるという状況となっております。今年度に入りましてですね。令和5年度の全国の地方最低賃金審議会の本審・専門部会・運営小委員会の議事録の情報開示請求が、新潟のレインボーユニオンというところから行われまして、全国的に情報開示を行っております。北海道局におきましても専門部会の議事録は作成しておりますが、議事録の公開はせず、議事要旨での公開でしたが、情報開示請求を受けることで、行政文書のため公開していない議事録も開示しなきゃならないということになりますので、議事録の開示をしております。

このような情勢から、今年度以降の地方最低賃金審議会の専門部会の会議及び議事録資料の公開について再度検討をお願いしたいと思っております。

以上、公開についての検討をお願いしたいと思います。

○亀野委員長

はい、ありがとうございます。ポイントは会議の傍聴、いわゆる公開するか非公開かということと、議事録、今は議事要旨にて公開してるけども、議事録まで公開するかどうか、ここがポイントですね。はい、わかりました。どうでしょうか。かなり重要なポイントだと思いますので。

北海道はその情報開示の請求は過去にあったのでしょうか。

○牧野賃金室長

過去に同じ代表者で五年ぐらい前に一回受けております。これは北海道っていうだけじゃなくて、全国一斉にということなんです。

○亀野委員長

全国一斉にあって、で結果的には公開をしたのですか。

○牧野賃金室長

公開って言いますか、情報開示はしています。今回も開示しまして、開示した内容で、いろいろと不服審査も受けておりますけども。

○亀野委員長

まあ情報開示があればもうほぼしないといけない。

○牧野賃金室長

そうですね。議事録を作成している以上は、行政文書ですから。まあ当然、個人情報とかは黒塗りにしますけれども。

○亀野委員長

はい、わかりました。今のは非常に重要なポイントです。

○片岡委員

議事録というのは、最終バージョンなる前に専門部会なら専門部会委員に当日の議事録の確認というか、こういう表現じゃなくて、こういう意味でした、という訂正を加えることは可能なんですか。

○牧野賃金室長

最終的に確認をいただいたものを開示するということになりますので、修正した状態で確認していただくかとは思っております。ただし、その審議の内容が変わるようなことはできません。

○片岡委員

そして第一回目の専門部会は公開で、金額審議に入る 2 回目以降は非公開というか、傍聴人がいない中で行われるという理解でいいですよ。そして、いろいろ議論していく中で、ちょっとここはオフレコでお願いしますというのはありませんか。

○牧野賃金室長

逆に言っていただきたいと思います。あくまで、その議事録としてできたものだけが対象となると思います。

○高橋労働基準部長

で今回開示請求があって、私ももう一回その文章見直したんですけども、やはり非常に真面目に議事録を作成してまして、ここはっていうのまで実は残っ

てましたんで、今年度はそこはきちっと本当に議論の部分だけにしてですね、ここはオフレコでとかまたは例えばっていうようなのはきちんと精査した議事録、公式な議事録という形で、いわゆる開示請求にも耐えられるような議事録をきちんと作りたいというふうに思っています。

○亀野委員長

ご意見どうでしょうか。

○山田委員

我々労働者側は議事録公開しても、そんなに当たり障りがあることが少ないと言いますか、やっぱり上げろ上げろの方なので。前回も言わせていただきましたが、やはり企業側の方が差し障るっていうか、使用者側委員の方が差し障るあるケースの方が多分多いかなと思います。であれば、私どもも萎縮するような審議は全然望まないで、そういった意味では、今まで通りできちんと、自分の発言は自分できちんとチェックするというような流れだけを作っとけば、今までの通りの一回目以降、2回目からの金額審議については、今まで通りの議事要旨で、議事録は作成で、公開の申請が上がればということで、人に見られるかもしれないとチェックするということがいいのではないかなと思っています。これはあくまでも三者揃ってる場面だけですよ。

○牧野賃金室長

そうです。

○亀野委員長

山田委員は昨年度までと同じやり方でいいのではないかという、そういうご意見ですね。はい。今、使用者側についても話されましたが、いかがでしょうか。

○池田委員

チェック機能がきちんと働いているのであれば、それはもう全然問題ないです。今までどおりで。

○亀野委員長

今までどおり。逆にその公開する、ここでいう公開というのはもうホームページに載せるといって、そういう理解ですね。でもうやってるところもあるしまあ、流れはそっちの流れなのですかね。

○高橋労働基準部長

はい、そうですね。

○亀野委員長

公開するってことについてはいかがですか？いや、ちょっとそれはまずいよねっていう。

○池田委員

まずいって理由はないですね。

○片岡委員

あまり急いですることもないと思います。

○亀野委員長

多分二つ論点あって、一つは会議の傍聴。これについては、マルっていうところはごくほんとはごく一部ですよ。これはどうですか。

○山田委員

日程の設定段階において、ホームページに載せて傍聴をやって抽選してっていう作業自体が最初の専門部会であれば多分可能かなと思うんですけど、後段の時に一日、じゃあちょっと空けましょうかっていうのは、その場で決まることが多いので、どうしてもちょっと難しい場面が出てくるのかなと思います。議事録の扱いとほぼ一緒なんですけど、じゃあ本当に腹割った審議できませんよねってなってくるのも不本意ですし、手続き上もかなり難しい。急に明日中止ですっていうのをホームページにパッと出した時に、果たして傍聴者がきちんと全員見てくれるかどうかという問題もありますので、そこは事務的な部分では難しいんじゃないかなと思います。

○高橋労働基準部長

事務局としても会場がやはり確保できない。傍聴になるとそれだけの、やはり入れるスペース、この合庁にはやっぱりほとんどないものですから、なかなかそこは難しいところなんです。

○亀野委員長

傍聴についてははどうですか。使用者側は。

○片岡委員

昨年同様で、非公開でお願いしたいです。

○亀野委員長

私は基本的にはこの審議がうまく回るというのがまあ一番重要だというふうには思っています。でただ情報公開という流れがありますので、それに抗うというのも問題かなというふうに思っています。ただ傍聴の場合は、先ほど部長おっしゃったように、なかなか本音の議論ができない可能性があって、逆に裏に回ってしまうということで、それは本末転倒かなというふうに思うので、じゃあ傍聴は今のままでいいかなというふうには思いますが、どうでしょうか。

○岩波委員

私は公開ということが望ましいとは思っているのですが、本音の部分での議論ということになると、やはりそういう公開の場でっていうのは難しいですし、規定にもあるということでしたので、そういうようなところで非公開ということに、昨年同様にというふうに思っております。

○亀野委員長

それでは傍聴の方は昨年通りと。で問題は多分議事録、議事要旨。北海道は「議事録（一部）」ってなっていますけど。

○牧野賃金室長

これは第一回の分だけが議事録ということですか。

○亀野委員長

ああそういうことですね。ほかは全部議事要旨ですよ。はい、議論は、去年までと同じようにするか、議事録を公開するかですね、今年度から。ここがポイントですね。議事録は昨年度も全部作ってるけど公開はしてないというところですよ。もし公開するとなると、事前にもう少し精査をしてということをやらないといけないということですよ。まあ、審議の進め方は同じになるのでしょうか。まあ、議論して、まあ一旦公労・公使で、そこは議事録にはならないしと。どうですか。

○亀野委員長

はい。山田委員お願いします。

○山田委員

あえて積極的に載せるっていう言葉は、言い方ちょっとずるいかもかもしれません

が、各都府県見て、議事録もこう公開しなきゃもうどうにもならないっていうことであればと思いますが、公開しているところが数少ないところで。大きい局である、東・名・大も進んでない中であえて行くっていうのは、そこまでは望まないかなと思います。

○高橋労働基準部長

よろしいですか。その昨年の議論なんかを見ていて、まさにここの場でやってるなって感じたのが、例えばですけれども、全会一致するなら〇〇円でっていうような条件とかっていうのがやっぱり議事録だとのってしまうんですね。そういうようなところっていうのは、やっぱり議事要旨なのかな。逆に全会一致してくれないのであれば、マイナスじゃなきゃ合意できませんとかプラスじゃなきゃ合意できませんっていうような、本当にそういうような議論がどうしても議事録だと載ってしまいますので、今の段階ではその議論が裏に回ってしまうのは、やっぱりちょっと北海道の審議会では本末転倒かなというふうに事務局としては考えるのですけれども。

○亀野委員長

使用者側がいかがでしょう。

○池田委員

この全国の公開状況を見ると、専門部会の方は、約8割方は一部公開ですよ。その中で北海道が先ず公開するっていう理由がちょっとあまり成り立たないんじゃないかっていうのが率直な意見ですね。

○亀野委員長

他県の状況を見ながら、また来年以降議論するという感じですかね。たぶん、ここにいるメンバーで議論しやすいのは、多分去年と同じ、要旨のみ公開っていうのがまあ多分議論しやすいのだろうなあっていうふうに思いますよね、当然ね。私ももちろんそうかなというふうに思います。一方ただその情報公開というその流れの中で、それをきっちり外部に報告といいますか、公開するというそれも重要かなというふうには思います。どっちが重要なのか、バランスかなというふうに思っています。このここでの議論が形骸化してしまうというのは、これはあまり良いことではないのかなというふうに私は思っていますので、どうしましようかね。去年もなんか同じような議論をして、まあちょっと他の都府県の状況を見守りましょうかっていうような、確かそういうふうになったような記憶しているんですけど、去年より増えてるのですかね。公開のところは、

○牧野賃金室長

増えているのは間違いないです。どれだけ増えたというのは別ですけども。

○亀野委員長

ほとんど公開っていうのはなかったのが少し出てきてる。

○牧野賃金室長

今年その情報公開の関係もあって、多分来年度見た時にはもっと増えていると思います。少なくとも議事録を公開するっていうところは多分増えるのじゃないかなっていう印象は受けていますね。全国的に情報公開が出てきていますので、公開してないところすべての局が受けている状況です。

○高橋労働基準部長

そういう意味では、発言内容に忠実な議事録を北海道で作っていたんですけども、そこをもうちょっと精査した議事録にして、例えば今年度末来年度頭に開示請求があった時にも一定程度耐えられるような議事録っていうのを作っていくと、そのような事務局体制も整理した上で、世の中として、多数の局が議事録公開になった時に北海道もパツとこう議事録が公開できるような議事録を作っていくという意味で、今年度なり事務局にちょっと猶予のお時間をいただくと、事務局としても助かるのですけれども。

○亀野委員長

はい、使用者側もよろしいですが。労働者側もそれでよろしいですか

○山田委員

都道府県で半数超えたら出しましょう。

○藤田委員

やり方を変えて表に出る議事録がその一般的な議事録じゃない議事録が出るんだったら全く意味がない話だと自分も思うので、そこはちょっと見て判断を必要なのかなというふうには思います。

○亀野委員長

わかりました。じゃあ、今年度は昨年度と同じやり方で傍聴については基本的には非公開、議事録については、議事要旨という形で、昨年度と同じやり方でやるという方向でということで、来年度に向けては公開の準備も含めて、事務局で検討していただくと、で他府県の状況を見ながら来年度どうするか決めるというようなことでよろしいでしょうか。

○各委員

はい。

○亀野委員長

はい、ありがとうございます。他府県もそういう議論してるんでしょうね。今年はどうするか。多分公開が減ることはなく、多分増えるのだらうと思います。その状況を見ながら、来年度、また改めて検討したいなというふうに思います。はい、ありがとうございました。では、そのような方向で進めさせていただきます。

では次に議事次第の5番「その他」ということで、事務局より説明があるようですので、よろしくお願いします。

○牧野賃金室長

その他ということで次第に書いてますけれども、日本産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取り扱いについてということになります。資料No.10 番 11 ページです。

令和6年の4月1日で日本産業分類改定が施行されました。北海道特定最賃で関係あるのが「糖類製造業」が「砂糖・でんぷん糖類製造業」に再編されました。これによりまして、適用対象業種の範囲に増加、もしくは縮小があった場合には新設扱いという形で特定最賃を決めなければなりません。現行の糖類の適用対象事業所について増えたのが果糖製造業という項目、果物の「果」に糖の糖、果糖製造業の分類が追加されました。しかしながら、調査の結果、北海道内に果糖製造業の事業所はないということが判明しております。

従いまして、「処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業」の件名において、「糖類」を「砂糖・でんぷん糖類」に変更することによって、そのまま特定最賃を引き続いていけるという形になるかと思えます。具体的には、今行われている意向表明、それから改定の必要性にかかる諮問・答申、改定の諮問・答申につきましては、現行要するに「糖類製造業」の旧件名で審議を行いまして、最低賃金改定の告示の際に、糖類を「砂糖でんぷん糖類製造業」という件名にて告示を行うこととなります。

これはすいません、こういうことになりますという報告になります。よろしくお願いします。

もう一点、ちょっと追加でお願いしたいことがあります。同じく特定最低賃金の改正決定にかかる関係労使の意見聴取についてのご検討をお願いしたいと思います。

昨年は各特定最低賃金専門部会委員において、それぞれの関係労使の意向や、当該産業の実態等を十分に把握していただくことで、参考人の意見聴取は特段行わず、対応してきたということがあります。今年度も、昨年同様にするのか、参考人の意見聴取を実施するのかについてご検討をいただきたいと思えます。以上、二点申し訳ありません。

○亀野委員長

はい、ありがとうございます。一点目は、産業分類に伴う名称の変更ですね。二点目が特定最賃の関係労使の意見聴取をするかどうかということですね。いかがでしょうか。まず一点目。

○山田委員

よろしいでしょうか。審議の時に、この今の名称、旧名称で行うのは全然問題ありませんが、これは今我々は「乳糖」って呼んでいます。その専門部会の1回目なのか、2回目かは別としても、金額決定の際でもいいですけど、私はそこにいないので、その前に会えれば別かもしれませんが、その告知はしていただける。

○牧野賃金室長

その該当のところではお話しします。そもそもこれ調査には伺いまして、糖類の特定の昨年の委員の方にご協力いただいて、いろいろ調査した経過がありますので、その辺は多分存じているかと思えますけども、改めてその最終的な告知に際しても説明いたします。

○亀野委員長

よろしいでしょうか。ここは報告ということで、名称が少し変わるということですね。では、その方向でお願いします。

二点目の特定最低賃金の関係労使の意見聴取についていかがでしょうか。

○山田委員

北海道は関係する部会の中でですね。労使がそれぞれの関係者が少なくとも二名以上出ていると思いますので、参考人聴取は必要ないかと思っております。

○亀野委員長

はい、ありがとうございます。使用者側はいかがですか。よろしいですか、昨年同様、意見聴取を行わないということで。北海道の特徴として、それぞれ部会の方に委員が入っておられるということで、改めてやる必要はないだろうと、そういうことですね。

○使用者側各委員

はい。

○亀野委員長

では、そのようにさせていただきますので、今年度につきましても、特定最低賃金改正にかかる意見聴取は行わないということで、進めてよろしいでしょうか。

○各委員

はい。

○亀野委員長

ありがとうございます。では、そのように進めさせていただきます。

他にご意見ご質問等、ございますでしょうか。全体を通してで構いませんがいかがでしょうか。

なければ、これで第一回の運営小委員会を終了させていただきます。

以上